

【県労会議第36回幹事会第3号議案】

2009年度役員補充承認の件

一、経過報告

県労会議09年度第2回常任幹事会は、2009年10月7日、秋田栄一常任幹事の退任届（国労岡山地本の役員交替のため）を承認し、また2010年1月12日第5回常任幹事会では、木村弘之常任幹事（県国公役員交替のため）の退任届けを承認し、役員選挙規程第14条に基づき、後任の役員に推薦組織から次の方の推薦立候補届を受け、これを承認しました。

役職： 氏名	承認年月日
常任幹事：片岡有宏（国労岡山）	2009年10月7日、第2回常任幹事会
常任幹事：萩野敦士（県国公）	2010年01月12日、第5回常任幹事会

以後常任幹事会役員として活動をしました。

二、補充についての承認

規程第14条に基づき、直近の大会である本大会の役員補充の承認を求めます。

【役員選挙規程】

第14条 当選者が定員に満たない場合は、選管は次期幹事会または大会において速やかに補充しなければならない。

但し、定期大会または幹事会で選出された役員が辞任して欠員が生じた場合は、辞任した役員を推薦した組織が推薦する人を常任幹事会で承認して、後任の役員とし直近の大会または幹事会で事後承認を受ける。

以上